

令和３年５月秋田市議会臨時会提出案件目次

番 号	件 名
92	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
93	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

議案第92号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年5月11日提出

秋田市長 穂 積 志

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に改める。

附則第6項中「令和3年4月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する条例附則第6項の規定は、同日以後に支給する特別職の職員の給料月額について適用する。

提案理由

特別職の職員の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第93号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年5月11日提出

秋田市長 穂 積 志

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年12月」を「令和3年12月」に改める。

附則第5項中「令和3年4月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例附則第5項の規定は、同日以後に支給する教育長の給料月額について適用する。

提案理由

教育長の給料月額および期末手当の額を減ずる特例措置の期間を延長するため、改正しようとするものである。